

策定年度	平成15年度
変更年度	平成19年度

東栄町水田農業ビジョン

平成19年4月

東 栄 町 水 田 農 業 ビ ジ ョ ン

(1) 地域水田農業の改革の基本的な方向

農業の特性

東栄町は、愛知県三河山間部地域・北設楽郡南東部に位置し、豊川と天竜川支流の源流地域にあり、総面積123.40km²、そのうち90.9%が森林・原野で占める人口約4,400人が暮らす中山間地域である。

地形は木曾山系の南端に位置し、標高1,016mの明神山をはじめ、700mから1,000m級の山々が連なっており、町の中央部を西から南東に流れる天竜水系の大千瀬川を主流として、奈根川など数流が天竜川に注いでいる。こうした山岳渓谷美が認められて、昭和26年に県立自然公園、昭和44年には天竜奥三河国定公園の指定を受けている。また、設楽第三紀層を基盤とした洪積台(河岸段丘)及び岩錐台地を形成し、浅い盆地構造を示す起伏に富んだ地勢は各河川流域に自然緩急平地を作っており、気候は、比較的温暖ではあるが、年間の較差がかなり大きく、秋から初春にかけては霧が多く発生し、冬の季節風も強い。年間の平均気温は、13前後、平均年間降雨量は2,000mmで、県下でも多雨地帯であり、特に夏季に多い。

その中で本町における農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、過疎化と相まって高齢化の深刻化に伴う若年層の農業従事者の減少が著しく、ひいては耕地の荒廃する起因ともなり、農地保全に支障をきたしている。また、耕作地の多くは山間地特有の傾斜地にある上、散在しており、経営規模別に見ると、1ha未満の農家が98%とその大半を占め、農業外に所得を求める第二種兼業農家が主体である。

水田面積は116haながら、作付面積は44haでありその多くは自家用を主とする飯米水田農家である。これまで地域農業活性化の枠組みの中に地域農業を構築するという立場から、転作の推進を図ってきたが、気象条件や狭小面積等の立地条件から適作品目に恵まれなかった。

しかしながら、従来より町推進作物として、トマト(ミニトマト含む)・山菜を積極的に推進し、制度にのったソバの集団転作も行なわれている。また、高齢者・女性にも農業に参画しやすいよう障害となっている要因の解消により、能力を発揮でき、農業従事しやすい環境づくりと普及に努め、経営規模を拡大することによって、生産意欲を高め、販路の拡大を図っていく。

作物振興及び水田利用の将来方向

中山間地域及び条件不利地の本町においては、水田の多面的機能を最大限維持しながら、産地育成・地産地消・地力増進・環境保全等に寄与するため、ソバ・トマト（ミニトマトを含む）を生産し、また次世代への食農教育、畜糞を活用した循環型農法等により、作物振興と水田活用の向上を図りつつ「集落保全」へも貢献していく。

【水 稲】

現在、受委託体制により農地の流動化を進めているが、県内の消費需要は相当量ありながらも、地域の実状は主として「おら米」（自家用）生産、癒し（生産、農業、地域への参加による満足）の作付が大半であり、一部販売流通の米は品質等高評価を受けていても、量的には需要を上回っている。そこで、町内で開催される観光イベントで餅つき実演・配布や町内施設での米を使った郷土料理を振舞うなど消費者へ直接アピールする米消費拡大推進運動を行ない、地域内外に需要拡大を図るとともに多様な顧客ニーズに応じた「売り切る米」を、年間通じて良質で安定供給できるよう、下記事項を重点に推進する。

- ・ 地域特産酒米「夢山水」と山間特産うるち米「チヨニシキ」、「ミネアサヒ」を主力品種として作付推進していく。
- ・ 安定供給策として、作付拡大へ勧誘し全量出荷を目指していく。
- ・ 担い手への土地集積を図り、作業効率の向上を図る。
- ・ 種子更新、食味計等を利用した肥培管理により、品質の向上を図る。
- ・ 共同乾燥施設利用により、品質の向上と均質化を図る。
- ・ 栽培暦を基本とする安心安全な米作りと生産履歴簿への記帳の徹底。

【ソ バ】

条件不利等により、米不適作地へはソバ栽培の推進を図り、農地の荒廃を防ぎつつ経営としての可能性を探る。

- ・ 受託組織への遊休農地を集積し、排水対策等により質量ともに安定した生産をする。
- ・ 栽培暦を基本とする安心なソバ作りと、生産履歴簿の記帳の徹底。
- ・ 適品種「常陸秋ソバ」の継続推進。

【トマト（ミニトマト含む）】

消費者のニーズに応える既存の生産組織をより強力なものへ育成するために、産地として下記事項を重点に推進する。

- ・ 栽培暦を基本とする安心安全なトマト類作りと生産履歴簿への記帳の徹底。
- ・ 現在、生産部会による組織化がされているが、消費者と生産者との情報交換を一層緊密化し、消費者ニーズに応えるトマト類作りと販路拡大。
- ・ 高齢者・女性また、新規栽培者にとって比較的取り組みやすい作物であり、生産拡大を図るとともに、地域の担い手への受入体制の充実とレンタルハウス等の関係機関による一脈支援。

【産直野菜】

- ・ 平成15年から農地の活用、地域の振興策のひとつとして、産直野菜への取り組みを開始したが、さらに実年者、女性等を中心に栽培者の掘り起こしをし、水田活用の拡充拡大を図っていく。
- ・ この地域の実情に即した少量多品目栽培により産直購買者の固定客化を図り、年間を通じ安定した集客により消費の拡大を図る。
- ・ 地産地消への取り組み。
- ・ 栽培暦を基本とする安心安全な野菜作りと生産履歴簿の記帳の徹底。
- ・ 旬の味を活かせる標高差を活用したりレー栽培。
- ・ 関係機関による生産から販売までの一脈支援、産地化への誘導。

【新規転作作物開発】

- ・ 高齢化・労働力不足による耕作放棄の防止、効率的な水田転作の推進を将来にわたり推進するため、当地区の実情にあった転作作物の開発・研究を行ない推進していく。
- ・ 現在栽培されている転作作物に関しての栽培方法等に関する技術向上。
- ・ 協議会、関係機関と農業者協同で、地域の実情に即した転作作物の調査、作付実証等の取組。
- ・ 実証結果を踏まえての地域内農家への作付の奨励。
- ・ 転作作物の販売促進を図り作付意欲の向上を図る。

【景観形成作物】

- ・ 東栄町においては、高齢化が進み、自己保全管理等の不作付農地が増加傾向

向にある。一方、レジャーの多様化から本町を訪れる観光客も増加している。景観形成作物の栽培を推進し耕作放棄地の防止を図るとともに、農村風景の維持や景観づくりに対する意識を高めていく必要がある。

担い手の明確化と育成の将来方向

水田経営基盤は、1ha未満の農家が98%と零細規模の経営形態のため、極めて生産効率が悪い。よって、農作業の受託組織構成員と、地域（集落）水田の受託者となりうる農家を「担い手」と位置づけ、担い手育成のため下記の方策を講じる。なお、水田委託者も転作作物、集落保全への取組みに積極的な参画を図っていく。

- ・ 水田転作のソバの生産は、地域農家の合意の上、可能な限り団地化を図り、生産管理作業を「担い手」に委託する。なお、収穫物は「担い手」に帰属する。
- ・ 農地保有合理化事業を通じた利用権設定を積極的に推進し、経営の安定化を図る。
- ・ 受委託規約の設定と普及（農地銀行の設立）。

（２）具体的な目標

作物作付け及びその販売の目標

作付面積

単位：ha

作物名	品 種 名	H15	目標(H18)	目標(H22)
水 稻	チヨニシキ	26.60	26.90	27.20
	ミネアサヒ	8.69	8.97	9.25
	峰ひびき	0.18	0.17	0.12
	あきたこまち	0.18	0.17	0.10
	夢山水	1.80	1.90	2.00
	その他	6.85	4.19	3.33
	合計		44.30	42.30
ソ バ	常陸秋ソバ	1.10	2.00	2.50
トマト類		0.20	0.30	0.35
産直野菜	野菜類	0.15	0.20	0.25
山 菜		0.05	0.60	0.65
景観形成作物	れんげ	0.70	0.90	0.95

販売数量（JA扱い分）

単位：t

作物名	品 種 名	H 1 5	目標(H 1 8)	目標(H 2 2)
水 稻	チヨニシキ	4.80	6.00	7.20
	ミネアサヒ	2.00	8.00	14.00
	峰ひびき	0.00	0.00	0.00
	あきたこまち	0.00	0.00	0.00
	夢山水	7.80	8.50	9.20
	その他	0.00	0.00	0.00
	合計		14.60	22.50
ソ バ	常陸秋ソバ	0.10	0.25	0.40
トマト類	ココ	12.00	14.40	15.00
産直野菜	野菜類	1.50	1.95	2.40
山 菜		0.00	0.00	0.00
景観形成作物	れんげ	0.00	0.00	0.00

- ・ 夢山水の現状は全量系統販売しているが、酒造業者の要望には達しておらず、今後も需要者の期待に応えるべく生産拡大を図り、産直販売をしていく。
- ・ うるち米の現状は地消を含む産直販売、系統販売、米卸業者及び酒造業者への販売である。今後、特に要望の強い卸業者と酒造業者のかけ米としての期待数量へ向け、生産拡大と集荷率を向上していく。

担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

担い手の明確化

担い手の要件

	現況 H 1 5	設定基準 H 1 6	設定基準 H 1 8	設定基準 H 2 2
地域水田受託者 (家族経営体)	無	0.1ha 以上	0.1ha 以上	0.1ha 以上
組織水田受託者 (組織経営体)	無	0.5ha 以上	0.5ha 以上	0.5ha 以上
その他 (必須要件)	・ 地域の合意が得られていること			

- ・ 法人格を有する団体にあっても、実際の経営内容により家族経営体として認定する場合がある。
- ・ 協議会において、将来地域水田農業において必要な経営体であると認められた者は、担い手として扱い、育成にあたる。
- ・ 現状は担い手として認知されない。
- ・ 当町では1戸当たりの耕作面積が少なく、高低差も大きいことから土地利用集積は極めて困難である。このため、集落外からも積極的に担い手を受け入れていく。

担い手への土地利用集積の目標

単位：h a

	参考 H 1 5	目標 H 1 6	目標 H 1 8	目標 H 2 2	集積率 %
東 栄 町	5	5	6	7	1 5 . 9

集積率は、現状水田面積44haに対して

(3) 地域水田農業ビジョンのための手段

産地づくり交付金の活用法

10aあたり：円

区 分	交 付 単 価
一般作物・特例作物	6,000
トマト類	15,000
山菜	15,000
永年性作物	3,000
景観形成作物	5,000
受託そば	21,000
地域特例作物 そば	12,000
意欲的な生産調整取組 景観形成作物 れんげ	10,000

関連事業

(ア)集荷円滑化対策

- ・ 飯米（おらが米）が主体である事から、加入は原則任意とするものの、米の需給調整を推進する立場から加入を推進していく。

(イ)品目横断的経営安定対策

- ・ 1 集落の耕地面積が狭く、土地集積も行いにくい事から品目横断的経営安定対策に加入できるような担い手の育成や集落営農を行うことは難しい。

1 集落だけでなく、近隣の集落をとの意見調整を図りながら、集落営農の可能性を模索していく。

(ウ)山間地営農等振興事業

農業生産を目的とした施設整備をする場合に限る。

(4) 担い手の明確化

以下の農業者をこのビジョンの担い手として扱う。

《リストは省略》

(5) その他推進に必要な事項

- ・ 交付金を受け取ることのできる者は、原則として営農計画を提出し、東栄町水田農業推進協議会長から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている実際の耕作者とする。

ただし、町内に在住する者であり、集荷円滑化対策にかかる拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、集荷円滑化対策に拠出している者とみなす。

- ・ 交付金の単価は、実施状況により、単価調整を行うことがある。